

改 定	現 行	備 考
土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書 令和 7 年 4 月	土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書 令和 6 年 4 月	

改 定	現 行	備 考
第 3 部 地質・土質調査業務共通仕様書	第 3 部 地質・土質調査業務共通仕様書	
第 4 編 サウンディング	第 4 編 サウンディング	
第 1 節 標準貫入試験	第 1 節 標準貫入試験	
第 30401 条 目的 …………… 地— 18	第 30401 条 目的 …………… 地— 18	
第 30402 条 試験等 …………… 地— 18	第 30402 条 試験等 …………… 地— 18	
第 30403 条 成果物 …………… 地— 18	第 30403 条 成果物 …………… 地— 18	
第 2 節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）	第 2 節 スウェーデン式サウンディング試験	目次
第 30404 条 目的 …………… 地— 18	第 30404 条 目的 …………… 地— 18	
第 30405 条 試験等 …………… 地— 18	第 30405 条 試験等 …………… 地— 18	
第 30406 条 成果物 …………… 地— 18	第 30406 条 成果物 …………… 地— 18	

改 定	現 行	備 考
第 1 部 設計業務等共通仕様書	第 1 部 設計業務等共通仕様書	
第 1102 条 用語の定義	第 1102 条 用語の定義	
35. 「 情報共有システム 」とは、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。	新設	
36. 「 書面 」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。	35. 「 書面 」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 （1）緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 （2）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。	
37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	36. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	設－2、3
38. 「 検査 」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。	37. 「 検査 」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。	
39. 「 打合せ 」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。	38. 「 打合せ 」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。	
40. 「 修補 」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	39. 「 修補 」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	
41. 「 協力者 」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	40. 「 協力者 」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	
42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	41. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	
43. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	42. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	
44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	

改 定	現 行	備 考
第 2 部 測量業務共通仕様書	第 2 部 測量業務共通仕様書	
第 11002 条 用語の定義	第 11002 条 用語の定義	
34. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。 35. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。 36. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。 37. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 38. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 39. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 40. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 41. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。 42. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	新設 34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 （１）緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 （２）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。 35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。 36. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 38. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 40. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。 41. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 42. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	測－２、３

改 定	現 行	備 考
第 3 部 地質・土質調査業務共通仕様書	第 3 部 地質・土質調査業務共通仕様書	
第 30102 条 用語の定義	第 30102 条 用語の定義	
34. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。 35. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。 36. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。 37. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。 38. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 39. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 40. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 41. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 42. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。 43. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	新設 34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。 35. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。 36. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。 37. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 38. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 39. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 40. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 41. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。 42. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	地－ 2、 3

改 定	現 行	備 考
第 5 編 原位置試験	第 5 編 原位置試験	
第 30502 条 試験等	第 30502 条 試験等	地－20
1．試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。	1．試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、 JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」 及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。	
第 30503 条 成果物	第 30503 条 成果物	
(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。	(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、 JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」 及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。	
第 30505 条 試験等	第 30505 条 試験等	
(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521（平板載荷試験方法）によるものとする。	(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521（ 地盤の 平板載荷試験方法）によるものとする。	
第 30506 条 成果物	第 30506 条 成果物	
(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。	(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521（ 地盤の 平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。	
第 30515 条 成果物	第 30515 条 成果物	地－21
(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙 1314 によるものとする。	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、 報告書用紙の JGS1614 によるものとする。	
第 8 編 物理探査	第 8 編 物理探査	
第 30804 条 業務内容	第 30804 条 業務内容	地－26
7．報告書作成 第 30802 条第 8 項に準じるものとする。	7．報告書作成 第 30802 条第 7 項に準じるものとする。	